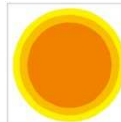
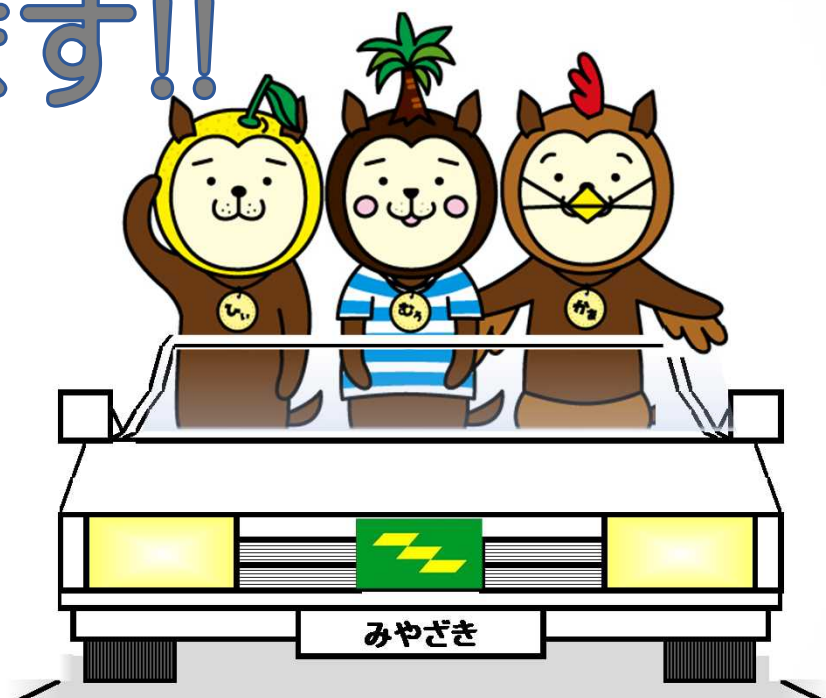


宮崎県からのお知らせです



日本の
ひなた
宮崎県

平成29年度から、納税者以外が還付金を受け取る場合の書類が変更になります!!



移行までの流れ

平成29年度

平成29年4月～ 新様式で受付開始
(平成30年3月までは旧様式でも受付)

平成30年度

平成30年4月～ 新様式のみで受付

詳しくは裏面をご覧ください。

新様式に係る主な変更点

① 債権譲渡に関する事項を明記

② 納税者に未納がある場合、充当する旨の明記

③ 印鑑証明書(写しでも可)の添付を必須とします。



【申請に係るその他の主な注意点】

- ・提出期限は、抹消・転出等の事実発生月の翌月5日です。(期限までに提出されない場合は、納税者に還付されることがあります。)
- ・債権譲渡人(納税者)欄に、当該年度の納税者及び現住所を記入してください。
- ・還付金の債権譲受人(申請者)に未納がある場合には、この書類を提出しても還付できない場合があります。
- ・債権譲渡人(納税者)の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪(刑法159条)及び同行使罪(161条)等の罪に問われることになります。

様式は宮崎県ホームページ(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zeKin/20170223170645.html>)からダウンロードすることができます。

宮崎県 自動車税 還付

検索



お問い合わせ先・提出先

必ず管轄事務所に提出してください!!

事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
宮崎県税・総務事務所	〒880-0805 宮崎市橘通東1-9-10	0985(26)7271	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	〒887-0031 日南市戸高1-12-1	0987(23)3771	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986(23)5964	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	〒886-0004 小林市細野367-2	0984(23)3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	0983(23)0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向県税・総務事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982(52)4148	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15	0982(35)1811	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

ご不明な点がございましたら、管轄の県税・総務事務所までお問い合わせください。

